



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社さくらケーシーエス  
代 表 者 名 取締役社長 高 橋 繁 正  
コ ー ド 番 号 4 7 6 1 (大証第 2 部)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長  
竹 入 文 彦  
TEL (078)391-6571

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 41 回定時株主総会の決議事項とすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款の変更を以下のとおり行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議があったものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除し、併せて単元未満株式に係る株券について定める現行定款第 9 条第 2 項を削除するものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、現行定款第 10 条及び第 12 条第 3 項の実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第 12 条第 3 項の株券喪失登録簿に関する規定を附則に移し、所要の規定を設けるものであります。
- (2) 株主の権利行使に際しての手続きについて、株式取扱規則に定めていることを明確にするため、現行定款第 13 条に所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条①当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. 第11条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条① 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. }</li> <li>2. }</li> <li>3. }</li> </ol> <p>(現行どおり)</p> <p>4. 第10条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条① (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条① 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条 }            ) } (条文省略)</p> <p>第39条 }</p> <p>(新設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条① }            ) } (現行どおり)</p> <p>② }</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条 }            ) } (現行どおり)</p> <p>第38条 }</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>